

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 17日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2012

課題番号：20530021

研究課題名（和文）M&Aおよび企業組織再編取引の複雑化に対応した課税のあり方に関する研究

研究課題名（英文）Study on Tax Rules for Complicated M & A Transactions including Corporate Reorganizations

研究代表者

渡辺 徹也（WATANABE TETSUYA）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：10273393

研究成果の概要（和文）：

ここ数年、会社法や民法が改正され、合併、株式移転・株式交換、分割、現物分配といった組織再編行為やM&A取引等の利用価値が大幅に増大している。本研究は、これらの取引を行った場合の課税ルールについて、主として中立性や合理性の観点から検討を試みるものである。既存のルールと改正により導入されたルールの比較、アメリカ法を中心とした比較法研究、さらにはデータに基づく実証研究などを通して、個々の規定にはまだ改善の具体的可能性が多く残されていることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：

In recent years the Companies Act and Civil Code have been amended, and consequently the utilities of corporate reorganizations or M&A transactions, such as mergers, stock transfers, stock exchanges, corporate divisions and distributions in kinds, have increased. This study considered appropriate tax rules for such transactions under the neutrality and rationality point of view. Comparing the former rules with the new rules, Japanese rules with U.S. rules and through empirical research, it has become clear that there is still room for improving the current provisions.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：法人税、M&A、組織再編成

1. 研究開始当初の背景

(1)申請時は、会社法の改正を受けてM&A (mergers and acquisitions)等の法人取得取引や法人組織再編取引さらには買収防衛取引の枠が大幅に広がったときであった。その

ような状況に鑑みて、整合性を持った課税制度構築の必要性を感じ、そのことが本研究の直接の動機となった。すなわち、類似の経済的結果に到達するために、以前にも増して複数の取引方法が認められるようになった現

状において、取引形態の違いにもかかわらず、中立的で合理的な課税を担保するためにはどのような方法があるかという問題意識を持つに至ったのである。

(2)M&A等に関する課税分野は、まずビジネス・ロイヤー等の実務家が日常業務の必要性から問題点を指摘することに始まり、それに続いて研究者の研究が行われる(つまり本格的な研究が後追いになる)傾向の特に強い領域であるように思われる。

申請時は、会社法の改正を受けた研究が目立っていた。例えば、中里実・神田秀樹編著『ビジネス・タックス』(有斐閣・2005年)では、第5章「コーポレート」の箇所において、企業買収やM&Aに関する実務上の問題点が指摘されている。とりわけ、渉外弁護士としての立場から書かれた渡辺健樹「1 国際間の株式を対価とする企業買収と課税および会社法—三角合併を中心として」および武井一浩「4 M&A税制(企業組織再編税制)をめぐる未解決の実務・解釈上の緒論点—会社法制の現代化改正も視野に入れて」の二つが本研究の実務に関する先行業績として参考になった。さらに遡ると、西村総合法律事務所編『M&A法大全』(商事法務研究会・2001年)が、M&Aに関する実務的な問題点を網羅的に扱い、その第3章「M&A租税法—M&A会計の基礎を含む」では、租税の問題が取り上げられていた。

国外の研究動向としては、アメリカにおいてこの分野の研究が盛んである。アメリカ法は、1918年に初めて制定法に非課税組織再編成(tax-free reorganization)の規定を置いて以来、およそ90年にわたり、条文と判例の変遷を繰り返してきた。それは、企業買収や組織再編行為に税制ができるだけ干渉することを控えながらも、想定される租税回避に対処してきた結果でもある。参照すべきアメリカ法の文献については、拙著『企業組織再編成と課税』(弘文堂・2006年)に網羅したが、その代表的なものとして、BORIS I. BITTKER & JAMES S. EUSTICE, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS & SHAREHOLDERS, ¶ 11 & ¶ 12(7th ed. 2000) and 2006 CUMULATIVE SUPPLEMENT および MARTIN D. GINSBURG & JACK S. LEVIN, MERGERS, ACQUISITIONS, AND BUYOUTS(2007)をあげることができる。前者は研究者、後者は実務家による業績である。

(3)これまで研究代表者は、(i)租税回避と組織再編成の関係、特に、非課税法人分割を利用することで、株主段階の配当所得をキャピタル・ゲインに転換させるアメリカのバイル・

アウト(bail-out)という行為の研究、(ii)優先株式を使ったバイル・アウトとわが国のみなし配当課税のあり方の研究、(iii)組織再編成における非適格資産(boot)に対する課税に関する研究、さらには、(iv)平成13年度税制改正によって日本に組織再編税制が導入される前後を通じて、アメリカ法にある各種の組織再編成のうち、主としてA型~D型までの考察を参考として、わが国のあるべき税制および現行税制が有する問題点の研究を行ってきた。また、平成19年5月、会社法が組織再編成における対価の柔軟化を認めたことにより、三角合併等が解禁されたことに鑑みて、(v)三角型組織再編成の課税についても検討してみた。

(4)それらの研究を行ってみて、M&Aの視点からは、非課税扱いが必ず当事者に有利になるとは限らないこと、事前警告型の敵対的買収防衛策との関連からは、一つの法人内で行われる組織再編成(同じ法人の有価証券どうしを交換する組織再編成など)にも目を配る必要があること、取得法人が自社株で対象企業を購入するというM&A取引の特徴からみると、三角型の組織再編成における親会社株式移転に対する(子会社への)課税方法は、法人税法の根幹にかかわるテーマになりうることなどがわかった。

2. 研究の目的

(1)これまでの研究によって問題点が明らかとなった既述の各取引を含めて、M&A等の法人取得取引や法人組織再編取引等の諸問題について、具体的な事案を設定し、現行法の解釈によって生じる結果が中立的であるかどうかをまず検討し、もし妥当といえる結論が得られなかった場合、立法論までを展開することにした(また、上記1(4)で示した取引以外でも、クロス・ボーダー取引や事業再生取引といった諸取引も考察対象とすることにした)。

例えば、課税取引となった方が有利である具体例としては、資産に含み益がある場合に、取得者側は高い取得価額(basis)を付けられること、含み損がある場合に、対象者側は時期を選んで損失を実現できることがあげられる。それらの取引について考えるとき、特に気を付けなければならないのは、経済的結果が同じまたは類似であっても、取引形態が異なるために、それに対する課税結果も異なる場合が生じうることである。

(2)そして、これまで研究してきた既存の組織再編取引、例えば、現物出資や合併という行為に対する課税方法やみなし配当のあり方を(配当の概念を含めて)を再検討することにした。また、全研究の土台となる実現主義

そのものについても、その根拠とあるべき姿について再考してみた。

本研究では、同じような経済実態を持つ取引には、できるだけ同じような課税をする立法が好ましいという前提に基づき、納税者に課税・非課税の選択を与えないような法制度の構築を目指す。ただし、これは経済的実質主義に基づく課税を意味しない。あくまでも租税法律主義のもとで、予測可能性・法的安定性が担保された状態を前提として、望ましい制度が作れないかという検討を行うものである。

3. 研究の方法

(1)まず、M&Aに関する課税理論の基礎となる実現主義について、この基準の本質を再考した後、組織再編成のなかでも、特に三角合併を取り上げて、子会社における親会社株式の交付に対する課税について検討した。

続いて組織再編成としての現物分配や株式移転・株式交換、クロス・ボーダー取引としての外国子会社配当、会社法との差異を意識しつつ税法における配当等の概念を取り上げ、各制度の経済的効果や課税結果について合理的または中立的な税制になっているかどうか、なっていないとすればあるべき税制とはどのようなものかについて検討を行った。

(2)具体的な方法としては、文献購読、アメリカ法を中心としたデータ・ベースによる資料収集、各種研究会等への参加、国内外の法律事務所、会計事務所および中央官庁の訪問とそこでの専門家との意見交換、アメリカのロー・スクールにおける教授等へのインタビューを行った。

4. 研究成果

(1)研究期間の前半部分においては、①まず、シャープ勧告とアメリカを参照しつつ実現主義に関する検討を行った。そこでは、わが国にも実現という概念を導入することで、これまで問題となってきた譲渡であるかどうかという議論が整理できる可能性を示唆した。

②続いて、日米の組織再編税制における適格要件の比較をした。アメリカ法には、(日本法には存する)事業関連性要件、事業規模要件および役員引継要件が存在しないが、そのことの示す意味について、立法的な考察を行った。特に、三角合併については、事業関連性要件の存在意義が問われるように思えた。また、100%株式保有というグループ要件が日本法の特徴であることを指摘したが、それは平成22年度改正におけるグループ法人

税制の到来を予測することにつながった。

③さらにアメリカ法との比較に関しては、非適格資産(boot)に関するあり方についても検討を行い、2010年および2011年度のオバマ政権における改正提案に示唆を求めた。

(2)研究期間の後半部分においては、①平成22年度の税制改正により、グループ法人税制の導入に合わせて、新たに適格現物分配に関する課税制度が創設されたため、それに関する検討をまず行った。適格現物分配は、組織再編成の一類型であるにもかかわらず、適格組織再編成の種類として、(100%の株式保有という)完全支配関係がある法人間の現物分配しか用意されていない。また、合併や分割といった既存の組織再編成のように、支配関係のある場合の現物分配や共同で事業を営むための現物分配といったカテゴリーが用意されていない。さらに、適格現物分配では、事業の移転が前提となっている適格合併や適格分割とは異なり、個々の資産の分配が前提とされている。これらのことから、適格現物分配をグループ法人税制の一部として位置づけながら、そのすべてを適格組織再編成として扱うことは、合理性や中立性の観点から理論的には無理があるように思われた。

②次に、信託税制については、A社のなかにα部門があり、この部門に属する財産について信託を設定し、その受益権がA社の株主に交付された場合、分割型分割(法法2条12号の10)と考えることができ、またそれを前提として、法人税法上の要件(法法2条12号の11)を満たせば、適格分割型分割(法法2条12号の12)として扱うことができるのかという問題があるが、検討の結果、中立性観点から立法論として肯定する可能性はあるものの、解釈論上は困難であるという結論に至った。

③クロス・ボーダー取引に関しては、平成21年税制改正により、一定の外国子会社からの配当が親会社において益金不算入とされる制度(法人税法23条の2)が創設された。この制度導入について、わが国は居住地管轄に基づく課税権を手放して、海外からの資金還流を促す税制改正を行ったとされるが、結果として資金は還流されたのか、還流されたとしてその資金は国内の設備や雇用のために有効に投資されたのかという問題意識から実証研究を行い、資金の一部が還流されていない可能性および還流された資金の使途が明確に把握し難いことを指摘した。

加えて、この制度の理論的な側面として、外国で課税された源泉税のわが国における課税方法について検討を行い、解釈論として現行法の扱いを是認しながらも、これが資金還流を阻害している原因になりうることを確認した。

④株式移転における自己株式の問題については、適格株式移転において自己株式に株式移転完全親法人の株式が割り当てられた場合の株式取得価額がゼロになる問題を取り上げ、解釈論として判例の立場を是認しつつも中立性の観点から法改正の必要性を説いた。

⑤会社法との比較については、税法における配当の概念を取り上げた。税法は伝統的に配当の概念を商法から借用してきたが、両者は徐々に乖離して行き、会社法導入後は特にその傾向が顕著であることを確認し、その必要性および合理性について検討した。特に配当に課税される場合、株主における原資とは何を意味するのかという視点から、資本の部（純資産の部）に着目し、現行法を分析するとともに、アメリカ法を参照しながら他の制度導入の可能性を示唆した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 17 件)

1. 渡辺徹也「債務免除の特例に関する所得税基本通達 36-17 が適用された事例」ジュリスト 1449 号 8-9 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2013)
2. 渡辺徹也「株式移転において自己株式に株式移転完全親法人の株式が割り当てられた場合の株式の取得価額」ジュリスト臨時増刊 1453 号 201-202 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2013)
3. 渡辺徹也「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果——資金環流税制といえるか」租税法研究 40 号 67-90 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2012)
4. 渡辺徹也「税法における配当の概念」旬刊商事法務 1974 号 45-54 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2012)
5. 渡辺徹也「外国子会社配当を益金不算入とする法改正について」税経通信 67 巻 10 号 24-32 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2012)
6. 渡辺徹也「税法における配当および資本の概念—会社法との比較を中心に」『税制抜本改革と国際課税等の潮流』115 頁-126 頁 (日本租税研究協会) DOI コード及び URL 無、査読無 (2012)
7. 渡辺徹也「受益者が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集 62 号 171-197 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2011)
8. 渡辺徹也「適格現物分配に関する課税制度の理論的問題点」MARR11 月号 54-55 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2011)
9. 渡辺徹也「合併無効と課税」別冊ジュリスト 207 号 33-34 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2011)
10. 渡辺徹也「脱税工作のための支出金の損金性」別冊ジュリスト 207 号 102-103 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2011)
11. 渡辺徹也「法人税法 68 条に基づく所得税額控除と更正の請求」税研 25 巻 3 号 12-15 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2010)
12. 渡辺徹也「アメリカの源泉徴収に関する制度」税研 153 号 46-54 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2010)
13. 渡辺徹也「税法における負債と株式の相対化および多様化に関する覚書」税法学 563 号 429-439 頁、DOI コード及び URL 無、査読有 (2010)
14. 渡辺徹也「三角型組織再編成と課税」租税研究 709 号 92-112 頁、査読無 (2008) DOI コード及び URL 無
15. Tetsuya Watanabe “The Concept of Qualified Reorganization in Japan” Public Policy Review Vol.5 No.1. pp. 139-150、DOI コード及び URL 無、査読無 (2009)
16. 渡辺徹也「実現主義の再考-その意義および今日的な役割を中心に-」税研 25 巻 2 号 63-82 頁、DOI コード及び URL 無、査読無 (2009)
17. Tetsuya Watanabe, Tax-Free Treatment for Corporate Reorganizations in Japan, Proceedings from the 2009 Sho Sato Conference on Tax Law, Social Policy, and the Economy(http://www.law.berkeley.edu/files/sho_sato_tax_conf_web_paper-watanabe.pdf)、査読無、(2009)

[学会発表] (計 7 件)

1. 渡辺徹也「税法における配当の概念」私法学会 (2012. 10. 13)、法政大学
2. 渡辺徹也「税法における配当および資本の概念—会社法との比較を中心に」日本租税研究協会第 64 回研究大会 (2012. 09. 25) (招待講演)、大阪市
3. 渡辺徹也「アメリカ税法における現物分配と子会社清算—我が国における適格現物分配への示唆を求めて」日本税法学会 (2012. 06. 09-10)、立命館大学
4. 渡辺徹也「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果」租税法学会 (2011. 10. 23) 一橋大学
5. Tetsuya Watanabe “Recent Developments in Corporate Tax Law in

Japan Focusing on Corporate Reorganizations and Cross Border Transactions- A Comparison with US Tax Law” Hauser Global Fellows Forum (2010.02.18) New York University, U.S.A.

6. Tetsuya Watanabe “Tax-Free Treatment for Corporate Reorganizations in Japan” Asian Law Institute (2009.01.30), National University of Singapore, Singapore.
7. 渡辺徹也 「英国判例からみた租税回避の否認」日本税理士会連合会寄附講座・関西大学シンポジウム (2008. 11. 29), 関西大学

〔図書〕(計 9 件)

1. 渡辺徹也(共著)『ベーシック税法 (第 7 版)』(第 3 章「企業への所得課税」179-291 頁を担当) 有斐閣、全 378 頁 (2013)
2. 渡辺徹也 (共著)『租税法演習ノート (第 3 版)』(「株式に纏わる出来事」240-260 頁および「ファミリービジネス始めました」220-239 頁を担当) 弘文堂、全 373 頁 (2013)
3. 渡辺徹也(共著)『ベーシック税法 (第 6 版)』(第 3 章「企業への所得課税」173-285 頁を担当) 有斐閣、全 379 頁 (2011)
4. 渡辺徹也(共著)『行政と国民の権利』(「適格現物分配という組織再編成」330-349 頁を担当) 法律文化社、全 414 頁 (2011)
5. 渡辺徹也(共著)『「企業法」改革の理論』(「法人税法のあり方とインセンティブ」567-588 頁を担当) 日経 BP、全 851 頁 (2011)
6. 渡辺徹也(共著)『ベーシック税法 (第 5 版)』(第 3 章「企業への所得課税」173-275 頁を担当) 有斐閣、全 361 頁 (2010)
7. 渡辺徹也(共著)『租税法の発展』(「米国組織再編税制における非適格資産への課税に関する覚書-歳入法典 356 条(a)(2)に関するオバマ改正提案を中心に-」748-768 頁を担当) 有斐閣、全 800 頁 (2010)
8. 渡辺徹也(共著)『ベーシック税法 (第 4 版)』(第 3 章「企業への所得課税」171-274 頁を担当) 有斐閣、全 361 頁(2009)
9. 渡辺徹也(共著)『ベーシック税法 (第 3 版)』(第 3 章「企業への所得課税」169-266 頁を担当) 有斐閣、全 353 頁(2008)

6. 研究組織

(1) 研究代表者
渡辺徹也 (WATANABE TETSUYA)
九州大学・法学研究院・教授
研究者番号：10273393

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし